

県内水道経営検討委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 県内水道のあり方として望ましい方向性を見出すことを目的とし、学識経験者等から提言を得るため、県内水道経営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、将来にわたり安全で良質な水を安定かつ効率的に供給していくために望ましい県内水道事業の経営形態等の検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員6名以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから千葉県知事が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、千葉県総合企画部水政課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。